

平成30年度京都市健康長寿産業展示会出展支援事業
(京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト)
支援企業募集要項(2次公募)

1 事業の目的

本事業は、京都市が展開する「京都市ライフイノベーション推進戦略」の一翼を担うものとして、ライフサイエンス関連産業の育成を図るため、京都市内の中小・ベンチャー企業(以下「中小企業者」という。)を対象に、健康長寿社会の実現につながる健康・福祉・介護分野、医療機器分野等の新技術・製品の事業化促進に向けた展示会出展の支援を行い、新産業の創出、雇用創出につなげることを目的としています。

2 支援対象企業

京都市内に事業拠点を有し、健康長寿社会の実現につながる健康・福祉・介護分野、医療機器分野等の新技術・製品の事業化促進に向けた、採択決定日から平成31年3月18日(月)までの間に、日本国内で開催される展示会(学会併設の展示会を含む)に出展する以下の者を対象とします。

- ・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であって、以下に記載する「次世代ものづくり産業分野」に該当する者又は当該産業分野に新たに進出しようとする者(※)。

| 【次世代ものづくり産業分野(対象業種)】 | | |
|----------------------|-------------------|----------------|
| 09 食料品製造業 | 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | 11 繊維工業 |
| 13 家具・装備品製造業 | 16 化学工業 | 18 プラスチック製品製造業 |
| 19 ゴム製品製造業 | 21 窯業・土石製品製造業 | 24 金属製品製造業 |
| 25 はん用機械器具製造業 | 26 生産用機械器具製造業 | 27 業務用機械器具製造業 |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | | 29 電気機械器具製造業 |
| 30 情報通信機械器具製造業 | 31 輸送用機械器具製造業 | 32 その他の製造業 |
| 39 情報サービス業 | 40 インターネット付随サービス業 | |

ただし、以下に該当する場合は支援対象外とします。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している者
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上が複数の大企業の所有に属している者
- ③ 役員の総数の1/2以上が大企業の役員又は職員を兼ねている者
- ④ 京都市税を滞納している者
- ⑤ これまでに当事業の採択を受けたものと同一の事業
- ⑥ 同一事業について、国や府等の公的な補助金等の交付を受けている事業又は受けることが決まっている事業(交付決定以降についても、同一事業で補助金等の交付を重複して受けることはできません。)
- ⑦ 展示会主催者が、当事業を利用する出展を認めない場合

※「新たに進出しようとする者」とは、具体的な事業計画を有し、事業の実現可能性が認められる場合に限り、

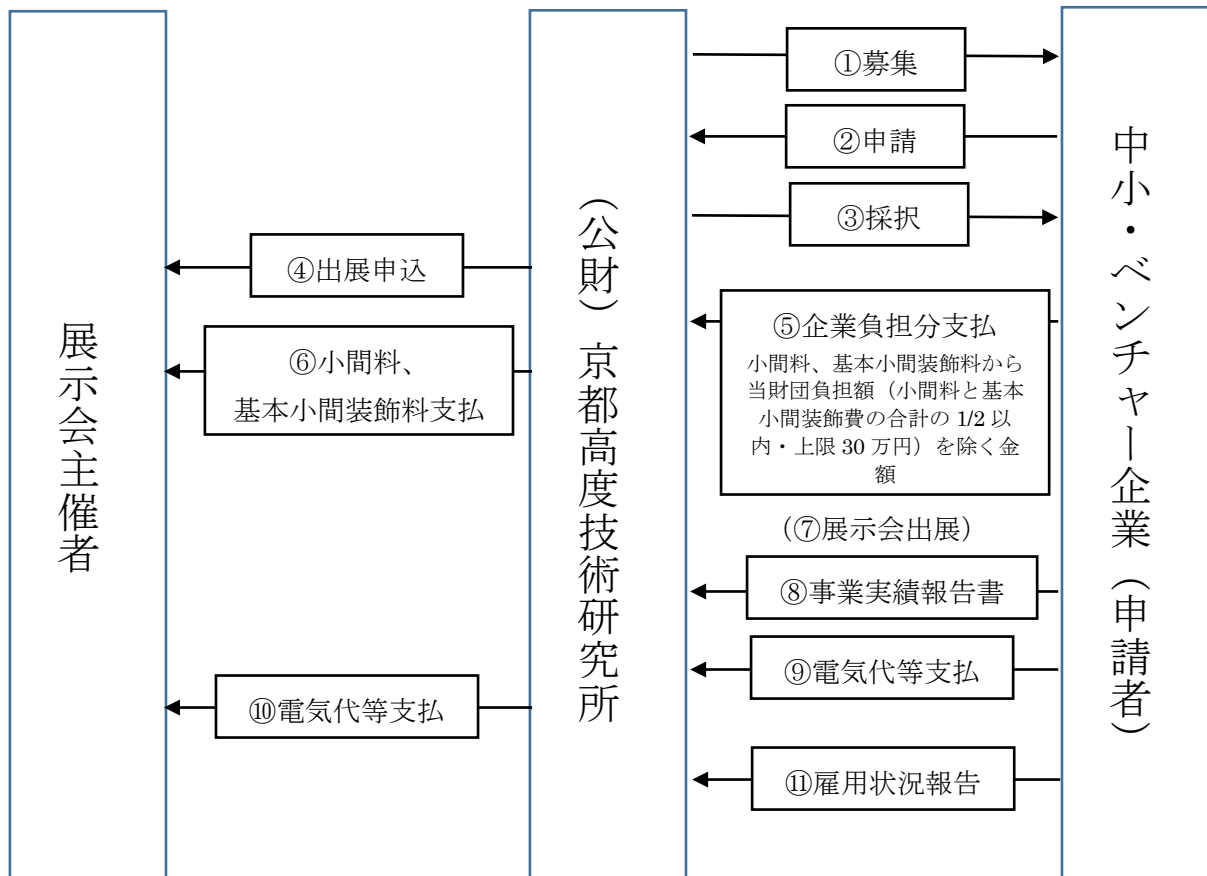
3 募集事業の概要

(1) 事業の基本スキーム

展示会の出展は（公財）京都高度技術研究所（以下「当財団」という。）が申込を行い、小間料等は展示会主催者に当財団から支払います（出展企業に補助金を支払うものではありません）。

※展示会主催者に仮申込をされている場合等については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

※展示ブースには、当財団の事業を利用した展示ブースである旨の掲示が必要です。



(2) 当財団が行う経費負担

小間料及び基本小間装飾費（展示会主催者に発注・支払うものに限る）の合計額の1/2以内、上限30万円の範囲。

※展示会主催者に支払う小間料及び基本小間装飾費等の全額から、上記当財団負担額を除いた金額を事前に申請者から当財団にお支払いただいたうえで、当財団支援額と併せて当財団から展示会主催者に支払います。

※展示会終了後に請求される電気代等については、展示会主催者からの請求を基に、当財団から申請者に請求させていただきます。

4 申請受付期間

平成30年7月9日（月）～11月30日（金）午後5時（随時受付）

※申請受付後、審査委員会にて審査を行い、採択の決定をします。

なお、予算額（118万円）に達し次第、申請受付を終了します。

5 申請書等の作成、提出

(1) 申請書の作成

ア 申請書は本募集要項の指定様式（第1号様式）を使用してください。

様式は、以下のホームページからダウンロードしてください

(URL : <https://www.astem.or.jp/lifeinov/projects03-2018-2>)

イ 申請書はA4版、片面印刷でプリントし、左上1箇所をクリップ止め（ホッチキス止め不可）してください（多色刷り可）。

(2) 提出書類

- ・ 提出書類チェックシート 1部
- ・ 京都市健康長寿産業展示会出展支援事業 応募申請書 2部（正本1部、副本1部）
- ・ 京都市健康長寿産業展示会出展支援事業 応募申請書の電子データが記録されたCD-R 1枚
 - ※ データはワード書式でお願いします。
- ・ **出展を希望する展示会の小間料及び・基本装飾費、出展要領のわかる書類（展示会主催者が発行する出展要領、見積書等）**
- ・ 会社紹介や展示物の詳細が分かるパンフレット等
- ・ 直近1期分の法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税証明書（原本）各1部
- ・ 直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し1部又は直近1期分の確定申告書写し1部
 - ※ 創業1年未満の場合は、確定申告書の写し1期分又は税務署への事業開始届の写し等1部を添付してください。
- ・ 商業・法人登記簿謄本（現在事項全部証明書。発行日から3箇月以内のもの。）原本 1部（個人は不要）
- ・ 代表特許出願書類の写し 2部（ある場合のみ）
- ・ 申請書受付通知用はがき 1枚
- ※ 創業1年未満等の理由により法人市民税の納税証明書が発行されない場合及び、固定資産税を保有していないため、固定資産税・都市計画税の納税証明書が発行されない場合は、別紙（様式）に添付の「法人市民税の納税証明書無添付理由書」、「固定資産税・都市計画税の納税証明書無添付理由書」に記名、押印のうえ提出してください。

(3) 提出方法

原則として「配達証明（郵便）」又は「簡易書留」、「宅配便」にて送付してください。

持参して提出を希望される場合は、電話で連絡（950-0880）のうえ、京都市ライフイノベーション創出支援センターまでお持ちください。

- ・ 受付時間 月曜日から金曜日（祝日除く）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

※ 提出された書類は、返却しませんので、あらかじめご了承ください。

6 申請書類等提出・問い合わせ先

京都市ライフイノベーション創出支援センター

〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町54

京都大学医学部附属病院先端医療機器開発・臨床研究センター 507号室

TEL 950-0880



7 選定方法

申請書類により、展示会出展計画の妥当性、応募要件への適合等を審査し、採択事業を決定します。その際に、個別に内容確認や書類の追加提出を求める場合があります。また、必要に応じて申請者にヒアリングを行う場合があります。

なお、審査は非公開で行い、経過等の問合せには応じません。

(1) 審査結果の通知

審査結果については、採択・不採択にかかわらず、申請者に文書でお知らせします。

(2) 採択事業の公表

採択事業については、当財団のホームページで事業概要（企業名、代表者名、出展製品等、出展する展示会名）を公表します。

8 採択後の責務等

(1) 事業成果の報告

展示会出展終了後、平成31年3月22日（金）までに出展事業の成果を記載した事業実績報告書（第2号様式）を提出してください。

また、本事業は、新事業の創造と正規雇用の創出を目的とする京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト（※）の一環として実施しており、**新規雇用の状況（性別、年齢、正規・非正規の区分、職種、雇用年月日等）**についてもご報告いただく必要があります（報告様式は本事業採択者に対し別途お知らせします）。

当事業終了後においても、展示会出展により得られた成果及び、新規雇用の状況（性別、年齢、正規・非正規の区分、職種、雇用年月日等）について、報告を求めることがあります。

※京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト

厚生労働省の「戦略産業雇用創造プロジェクト」の採択を受けて、京都市をはじめとする産学公・公労使の「オール京都」体制のもとで、産業政策と雇用政策を一体的に推進することにより、新事業の創造と正規雇用の創出を目指すものです。（事業実施期間：平成28年度～30年度）

(2) 関係書類等の保存期間

関係書類等は支援事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

(3) 成果の公表

事業成果については、ホームページ等で公開することがあります。

9 留意事項

(1) 複数提案の制限

1企業が複数の提案を行うことはできません。また、1提案で出展できる展示会は1展示会のみです。

(2) 申請書類等の枚数制限

京都市健康長寿産業展示会出展支援事業申請書は**項目1と2を併せて2ページ以内、項目3を4ページ以内**としてください（厳守）。

(3) 反社会的勢力の排除

代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同様以上の支配力を有すると認められる者を含む））について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条5号に規定する暴力団密接関係者が判明した場合、不採択とします。また、採択後であっても、採択を取り消します。

(4) 法令遵守

展示会出展に際しては、安全の確保等、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。支援対象事業者における機関の長等の商品・届出・確認等が必要な場合は、必ず所定の手続を行ってください。

(5) 不正行為に対する措置

採択された展示会出展において不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）又は関係法令等の違反が認められた場合には、採択を取り消すとともに、当財団経費負担分の全部又は一部の返還を求めます。また、不正行為を行った者に対して、一定期間、本事業への提案を制限します。

(6) 権利保護への配慮

展示会に出展しようとする製品・サービスについて、他社への権利侵害がないことを確認すると同時に他者の知的所有権を使用する場合、相手方の同意・協力を得られるように使用权の実施許諾契約書を締結するなど、提案前に適切な対応をしておいてください。

(7) 検査の実施

この支援事業に係る予算の執行の適正を期するために、必要があるときは報告を求めたり、職員による現地検査を行ったりすることがあります。

(8) 計画の変更・中止・廃止

採択された展示館出展の内容について変更（軽微な変更（※）を除く。）をしようとするとき、又は中止・廃止しようとするときは、あらかじめ計画変更等（変更・中止・廃止）承認申請書を提出し、当財団の承認を得てください。

中止・廃止とする場合で、展示会主催者へのキャンセル料等が発生する場合は、その全額を申請者にご負担いただきます。

※軽微な変更とは、当財団負担経費額の増減を伴わない場合とします。

【個人情報の取扱いについて】

個人情報に関する取り扱いは、当財団が定める個人情報保護方針、取扱いに準拠します。詳しくは、<http://www.astem.or.jp/privacypolicy> をご参照ください。

なお、本申請書記載の個人情報に関する利用目的等については以下に記載しております。必ずご確認ください。

(1) 個人情報の利用目的

本申請書及び本事業で知り得た貴殿の個人情報は次の目的で使用します。

- ① 本事業の審査を行う目的で、名簿作成及び審査後の各種連絡等に使用します。
- ② 本事業の終了後、成果把握や関連事業のご案内を行う目的で、名簿等の資料作成や本事業に関する各種連絡に使用します。

(2) 個人情報の提供について

以下のいずれかに該当する場合を除き、ご利用者の情報を第三者に提供しません。

- ① ご本人の同意がある場合
- ② 法令に基づき提供を求められた場合
- ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合
- ④ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合
- ⑤ 国、地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 個人情報の委託について

本事業を遂行するため、審査員就任承諾書を提出した審査員へ個人情報を委託します。それ以外は、外部に個人情報を委託することはありません。

(4) 利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などをご希望の場合

ご提供いただきました個人情報に関して、利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などを希望される場合には、ご利用者本人の要求であることを確認したうえで、所定の手続により、合理的な期間及び範囲でご希望に応じます。

下記の問合せ先へご連絡ください。

(5) 個人情報提供の任意性

個人情報のご提供は任意ですが、業務の性格上、申請書の情報の全部又は一部をご提供いただけない場合は、申請を受理できない場合があります。

(6) 個人情報の管理責任者とお問合せ先

公益財団法人京都高度技術研究所 個人情報管理責任者： 総務部長

お問合せ先： 公益財団法人京都高度技術研究所 総務部

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 番地

Tel : 075-315-3625 (代) (受付時間：平日<月～金※祝祭日を除く> 9 : 00～17 : 00)

Fax : 075-315-3614 E-mail : info@astem.or.jp URL : <http://www.astem.or.jp>

【参考】

中小企業基本法における中小企業者の定義

○ 中小企業基本法

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの